

第2回市民自治推進委員会議事概要

1 日 時 令和2年8月4日（火） 10:00～12:00

2 会 場 鳥取市民交流センター（麒麟 square） 2階 多目的室1

3 出席者

（1）委 員 中川委員長、鈴木委員、佐々木委員、椿委員、宮崎委員、
佐々木委員、清水委員、西上委員、中村委員（順不同）9名出席

（2）鳥取市 （協働推進課）谷口課長、宮谷課長補佐、清水主事
（生涯学習・スポーツ課）山本係長

4 議 事

（事務局）

下澤委員の退任にあたり、次の副委員長を決めていただきたい。

（委員長）

事務局からの推薦はあるか。

（事務局）

それでは、鈴木委員を推薦したい。委員経験も長く、まちづくり協議会の会長や自主防災会長として、長く協働のまちづくりの現場に携わっているため適任だと考えている。

（委員長）

私も鈴木委員だと心強い。もし異論がなければそれで進めさせていただきたい。

では、異論がないようなので、副委員長を鈴木さんをお願いしたい。

（1）審議事項

市民まちづくり提案事業協働事業部門（行政提案型事業）交付申請団体の審査について

【申請団体】

- 1 浜湯山・多鯰ヶ池活性化委員会
- 2 アートによる共生のまちづくり協議会

<鳥取市情報公開条例第7条第7項により非公開>

(2) 協議事項

自治基本条例の見直しに関する答申書の作成について
(事務局)

【資料2、3説明】

(委員)

第2条の「定義」について、答申書の5ページでは社会情勢への適合にチェックが入っているが、4ページでは社会情勢への適合、運用状況ともに適当であるという扱いになっており、どっちが本当なのだろうかという思いがある。

9ページに「危機管理体制の強化が望まれます」とあるが、具体的なイメージが湧かない。それぞれのリーダーの育成では、どのようにしたらうまく連携がとれるか、住民の安全が確保できるかといったことが分かるようにしていただきたい。

10ページに「国と県が対等」という表現がある。実態に則すためには、今回の新型コロナウイルス感染症を受けた一連の動きを考えると、県や市も含めて対等な活動になるためにはどう対応したらよかったのか、一回振り返って考える必要があると思う。今ある条例に基づいて行動するために、どんな視点で物事をとらえていかないといけないかということも入れてほしい。

(委員)

7ページにある13条の改正理由で、「地域組織のあり方検討の中で、今後地区公民館以外の施設をコミュニティ活動の拠点とすることが議論されています」とある。このコミュニティ以外の施設とはどういうのを指しているのか。

11ページに、コミュニティという表現があいまいではないかということが意見として書かれているが、別にあいまいな表現ではないと思っている。地域運営組織などとした方がよいとあるが、これでは目的が違うのではないか。

タテ割りから一括交付金に変更することが書かれているが、これをしようと思えば、公民館運営にアドバイザーのような人を置いた方がよいのではないか。この新型コロナウイルス感染症が拡大している社会情勢を見るに、交付金を一括で出すことに疑問を感じている。

(委員)

地域の実情に合った制度を地域が選べるようにとされているので、一括交付

金は全地区で実施するものではなく、地域で選べるものという考えではないかと思う。

(委員長)

この条例はまちづくりの基本的なルールを全庁や市民に対して示す形のものであり、細かい運用について各部署で考えて動くというものなので、あまり個別具体までは書けないと思う。

これまで数回議論してきた中で、コミュニティの表現については、テーマコミュニティなど、ある程度限定した表現の方が分かりやすくなるのではということを進めてきた。

(委員)

今までの運用状況の結果について、精査して報告してあるのか。

(委員長)

次の改定するときにはより具体的に運用状況をチェックしていったほうがいい、ということ意見を意見として入れることはいいと思う。これは現状やれていないと思う。防災のように、すでに動き出している部分もあるので、何をもって適合としているかなどについて、具体的な話をに入れていただくと我々も判断しやすい。

今言われた思いは答申書の最後の一文に入れられたらと思うので、事務局と相談する。ご指摘のあった部分を含めて答申書を作成し、市長に答申する。

答申後は条例案の作成に移ると思う。場合によってはメール等で資料をお送りして確認していただく。また、小委員会の開催を含めて進めるような形になると思う。また、今後市民政策コメントも実施されると思うので、我々が関わった過程をしっかりと市民政策コメントに入れていただくのがよいだろう。市民政策コメント実施の際にはまた事務局から案内する。

(委員)

自治基本条例はまちづくりの基本ルールという位置づけだが、まちづくり協議会の言葉が出てこない。これはまちづくり協議会自体が色々な形に変わっていくことを考慮してのことか。

(委員長)

その通りだと考えている。位置づけてしまうと、まちづくり協議会をNPO法人の中に含めてしまっている部分をどうするかとなってしまう。全国的な流れ

も含めて考えると、現状のまちづくり協議会とは違う機能を足した形で組織を作った方が、地域にとっても分かりやすくなると思っている。

(3) 報告事項

①参画と協働のまちづくりフォーラムの代替事業について
(事務局)

【資料4説明】

特に意見なし。

②指定管理制度の導入について
(事務局)

【資料5説明】

(委員)

鳥取県内でも、公共施設が指定管理者に委ねられた結果、うまくいかなくて地域が後始末に苦労しているという実態がある。市として、指定管理後のフォローをどう考えているか。

佐治は中央公民館がコミュニティセンターになった。村にある集会所はそれぞれの村の管理となった。うまく活用して収入を上げているところもあり、いいことだと思う。ただ、いったいどこまでが許されるのか、指定管理者になったときに全部を任せられるのかを知りたい。

(事務局)

佐治においては、指定管理導入後もしっかりフォローしていく。公民館職員は市の職員だが、指定管理後は地域の方となっていく。それに伴った財源的なフォローも必要であると考えている。指定管理導入後も地区公民館の機能を担っていただくため、現在の公民館を対象に行っている色々な研修も引き続き受けられるようにしていく。

指定管理後の裁量については重要な部分だと考えており、地域で収益を上げられるようにするなど、色々できるように進めていきたいと考えている。指定管理導入期間の3年間でも色々な課題が出てくるのではと考えている。また3年後に色々な議論ができたらと思っている。

③審査結果報告
(事務局)

【結果報告】

(委員長)

新型コロナウイルス感染症の影響で、町中の人通りが少し心配なので、形を変えてでも地域に伝わるよう、うまく進めてもらえたらと思う。判断に迷う場合は、審査委員長に聞いてもらってもいいかもしれない。今年は運用面で迷うところがあるかと思うが、しっかりやっていただけたらと思う。

(4) その他

①次回以降の日程について

(事務局)

本日、答申書についていただいた意見を踏まえて修正したものをまた皆さんや委員長にメール等で確認したいと思う。答申書は8月19日に、中川委員長と小委員会の下澤アドバイザーにより市長に提出していただく。

答申書の提出を受け、今度は庁内内部の会議を経て、自治基本条例の改正案を作っていく。内容についてはまた小委員会で見ていただき、意見をいただきたいと考えている。

次の市民自治推進委員会は10月以降の開催を予定している。内容としては、自治基本条例の見直しに係る市民政策コメントの結果や条例改正案の内容の報告、市民自治の表彰にかかる審査をお願いしたいと考えている。10月以降にまたご案内する。

(委員)

フォーラム代替事業の行政番組について、まちづくり協議会へ研修用資料として貸出用DVD5枚用意とあるが、まちづくり協議会に用途が限定されているのだろうか。貸出してもらえるものなら、それをもとに勉強会を開こうかなと思っている。

(事務局)

まちづくり協議会以外へも貸出は可能である。9月中にはDVDも手元に届くと思うので、また案内させていただく。

(委員)

びよんびよんネットからも見れるだろうか。

(事務局)

見ることができる。

(委員長)

ぴよんぴよんネットで放送される番組を録画してもらってもいいと思う。どんどん使っていただいて認識を持ってもらえるのはありがたい。